

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 28 日

独立行政法人
雇用・能力開発機構住宅譲渡部長 殿

厚生労働省職業安定局総務課長補佐

東日本大震災による被害に伴う被災者の雇用促進住宅の
入居対象者の取扱について

東日本大震災による被害に伴う被災者の雇用促進住宅の入居対象者については、平成 23 年 3 月 12 日付け職発 0312 第 1 号「平成 23 年(2011 年)東北太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱について」により、災害救助法に基づく、指定区域内に居住する者であって、かつ、地震の影響で住宅に居住できなくなった者を、平成 23 年 3 月 19 日付け職発 0319 第 1 号「平成 23 年(2011 年)東北太平洋沖地震による被害に伴う雇用促進住宅の取扱の一部改正について」により、福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者を対象としているところです。

今般、原子力災害対策特別措置法に基づき、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定されたことを踏まえて、福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者の取扱について、下記のとおりとしますが、当面の間は従来どおりの取扱として差し支えないことを申し添えます。

貴職においては上記趣旨をご了知の上、適切な対応をお願いします。

記

1. 入居対象者の取扱について

「福島第一原子力発電所の自主避難を含む避難者」については、その取扱を「福島第一・第二原子力発電所の事故当時(平成 23 年 3 月 12 日)、警戒区域、計画避難区域及び緊急時避難準備区域(別紙のとおり)に居住していたと認められる避難者」とする。

照会先

職業安定局総務課 松竹・長島・渡邊・重野

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 5729・5661)

直通 : 03-3502-6768

FAX : 03-3502-2606